

小田原地魚加工品ブランド「小田原城前魚」登録要領

1 登録の目的

～未利用・低利用魚を簡単・手軽に食卓へ～

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会では、小田原の地魚（未利用・低利用魚（例：ゴマサバ、カマス、イワシ類、シイラ、イサキ、ウズワ（マルソウダ））の利用拡大をめざす「小田原地魚加工品ブランド化プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトでは、消費者のライフスタイルにあわせて、短時間で簡単に調理でき、手軽に食べられる地魚加工品ブランドを立ち上げました。登録商品は、お客様にわかりやすいよう、統一的なコンセプトの下に、各事業者により商品化されます。

※「小田原の地魚」とは、小田原およびその周辺で漁獲された魚介藻類で、小田原市公設水産市場で取引されたもの。

※ 未利用・低利用魚とは、需要・用途拡大の余地がある魚種

（参考）「小田原地魚加工品ブランド」のコンセプト

○ 小田原の地魚（未利用・低利用魚）を、ライフスタイルに合わせて簡単・便利・短時間で、手軽に食べられる商品を開発する。（「地元の食材を使用するなど、小田原らしさ」がある、あるいは「パン食のおかずになる」ものを歓迎します。）

○ 未利用・低利用魚を原料とする新たな加工品の開発が進むことで、市内関係業界のさらなる発展をめざす。

○ 地魚を食べる機会の増加により、健康で豊かな食生活に資する。

【登録のメリット】

・ 効果的・効率的なPRが可能となる（ブランド共通ロゴマーク（当協議会ロゴマーク）の使用、ブランドのホームページやSNS、パンフでの宣伝、イベント等でのフェア開催）

- ・ 商品化、販売方法等に関する研究会への参加
- ・ 不安定で手に入りにくい原料魚の調達を支援
- ・ モニターによる試食評価の機会がある
- ・ 商談の場がある

2 応募対象者

○ 小田原市内で活動する団体・法人であること。（注：事業所等の所在地は

問いません。)

○ 応募商品をすでに製造・販売している、あるいは今後、製造・販売する計画があること。(既存商品、新開発商品、試作段階かどうかを問いません。)

3 応募方法

○ 別紙「商品登録申込用紙」に必要事項を記入のうえ提出(電子申請も可)

○ 申込用紙は応募1作品ごとに1枚とします。

○ 提出先

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会(事務局:小田原市経済部水産海浜課)
〒250-0021 小田原市早川1-10-1
小田原市 水産海浜課 宛
TEL:0465-22-9227 (お問合せ受付時間 9時~17時、土日祝日を除く。)

○ 応募にかかる送料及び諸費用は応募者のご負担とさせていただきます。